

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
77	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金貸付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金貸付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金貸付金に関する事務
②事務の概要	<p>1 貸付金申請受付 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、本市に居住する母子及び父子並びに寡婦で貸付金の申請のあったものに対し、申請書の受付をする。</p> <p>2 審査・決定 申請内容について貸付金の交付ができるかどうかの審査・決定を行う。審査の際に、ひとり親であることの確認、税の滞納状況の確認、所得情報の確認、生活保護受給情報の確認をする。</p> <p>3 貸付金交付 (1) 決定された申請者、連帯借受人、連帯保証人に対し借用書を送付し署名押印後受理する。 (2) 申請者の口座登録を行い、対象金融機関への入金を行う。</p> <p>4 貸付金償還 (1) 償還開始の2か月前に償還者へ通知をし変更事項がないか確認する。 (2) 償還をする口座を登録し、金融機関へ振替の依頼をする。 (3) 償還者宛てに納入通知書の送付をする。 (4) 口座振替不能者に対し納付書を送付する。 (5) 償還金の納付が行われないものについて督促状を送付する。 (6) 督促後、納付されないものについて催告通知を送付する。 (7) 滞納者について生活状況、居住や所得の調査を行う。 (8) 違約金徴収事務を行う。</p> <p>5 特定個人情報ファイル (5) 督促及び催告通知の送付を行う。</p>
③システムの名称	<p>1. 福祉総合システム(母子寡婦福祉資金業務)</p> <p>2. 既存住民基本台帳システム(住民記録システム)</p> <p>3. 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム)</p> <p>4. 中間サーバー</p> <p>5. 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>6. 宛名管理システム</p> <p>7. 庁内連携システム(データ連携基盤)</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
母子父子寡婦福祉資金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の43の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の63の項</p> <p>【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の26の項、30の項及び87の項 ※番号利用法第19条第8号 別表第2の30の項について別表第2主務省令が制定されていない(R4.2.15現在)</p> <p>【21_母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報】</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部子育て支援室
②所属長の役職名	子育て支援室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岡崎市こども部子育て支援室 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岡崎市こども部子育て支援室 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 0564-23-6749

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月16日	全般	番号法	番号利用法	事後	
平成29年1月25日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(提供側)母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報(追記)	事後	
平成29年1月25日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	照会側と提供側を、合算して記載	照会側と提供側を、区別して記載	事後	
平成30年3月23日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(提供側)【21.母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報】(追記)	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	3 貸付金交付(1)決定された申請者、連帯借受人、保証人に対し借付書を送付し署名押印後受理する。	②事務の概要 3 貸付金交付(1)決定された申請者、連帯借受人、連帯保証人(修正)に対し借付書を送付し署名押印後受理する。	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	-	以下の文言を追記 ※番号利用法第19条第7号 別表第2の30の項について別表第2主務省令が制定されていない(H31.2.5現在)	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	家庭児童課長 青山 潤子	家庭児童課長	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価票の種類	-	1)基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	-	2)十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用	-	2)十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	2)十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	-	2)十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	-	2)十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	-	2)十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 8.監査	-	自己点検・内部監査	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 9.従業員に対する教育・啓発	-	2)十分である	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第19条第1項2～5号	第19条第1項2～6号	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第44条第1項2～5号	第44条第1項2～6号	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第19条第7号 別表第2の30の項について別表第2主務省令が制定されていない(H31.2.5現在)	第19条第7号 別表第2の30の項について別表第2主務省令が制定されていない(R2.3.25現在)	事後	
令和2年10月1日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用	2)十分である	1)特に力を入れている	事後	
令和2年10月1日	II しいき値判断項目1、対象人数いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年10月1日	II しいき値判断項目2、対象人数いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども部家庭児童課	こども部子育て支援室	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	家庭児童課長	子育て支援室長	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	岡崎市子ども部家庭児童課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地	岡崎市子ども部子育て支援室 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	岡崎市子ども部家庭児童課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地 0564-23-6776	岡崎市子ども部子育て支援室 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 0564-23-6749	事後	
令和3年9月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I 3法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の43の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第34条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の43の項	事後	
令和4年4月1日	I 4②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 (1) 番号利用法第19条第8号 別表第2の63の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第34条 2 情報提供の根拠 (1) 番号利用法第19条第8号 別表第2の26の項、30の項及び87の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)」第19条第1項第1号ト、第19条第1項第2～6号、第44条第1項第1号ト及び第44条第1項第2～6号 ※番号利用法第19条第8号 別表第2の30の項について別表第2主務省令が制定されていない(R2.3.25現在) 【21_母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報】	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の63の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の26の項、30の項及び87の項 ※番号利用法第19条第8号 別表第2の30の項について別表第2主務省令が制定されていない(R4.2.15現在) 【21_母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報】	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 2、取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 2、取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	